

令和2年度 社会福祉法人権の木会
児童養護施設 聖智学園事業計画書

1. 施設の基本理念

聖智学園においては、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念に基づいて、こどもたちの最善の利益を実現し、また、こどもたちの権利擁護を図りつつ、「個性豊かで心たくましく思いやりのある人間として育つ」ことができるように支援していきます。

2. 事業概要

(1) 施設運営方針

平成28年度児童福祉法改正により、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益を優先すること、家庭養護を原則にすることなどが明確化され、平成29年には「新しい社会的養育ビジョン」により、代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合にのみ、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とすることが示された。

平成26年に策定した兵庫県家庭的養護推進計画も令和1年度に見直しがなされ、令和11年度里親委託率45.1%を目指し、それに伴い施設も小規模化・地域分散化とともに、ケアニーズの高い子どもたちを受け入れるための高機能化や、依然として増え続ける一時保護対策として専用施設を設けるなどの多機能化が求められている。

本園ではこの様な方向性を鑑み、令和1・2年度にかけて小規模グループケア棟を建設し、竣工後には既施設の2階・3階部分を一時保護施設に改築する計画としている。また同時に、乳児院を併設することにより、今まで島外での処遇となっていた乳児についても養育でき、成長とともに児童養護施設で継続して養育していくといった、子どもの育ちを分断することなく支援していけるようになった。さらに、今後里親の委託率を向上させるため、乳児院と聖智学園が里親支援機関として淡路島内の里親のリクルート、研修、支援などを行っていく。

10年後のビジョンとして本体施設は小規模グループケア（4人）を4ヵ所設置し、残りについては分園型小規模グループケア（6人）を2箇所、地域小規模児童養護施設（6人）を2箇所の合計40人定員にする計画である。今後、このように小規模化分散化が進めば、職員の負担がますます大きくなり、職員一人一人の質の向上が必要となる。ついては、スーパーバイズ体制を整えるとともに、重層的な組織にして小規模施設内で職員が問題を抱え込まないようにするとともに、職位及び

経験年数ごとに研修計画（OJT、OFFJT、SDS）を策定し、職員の質の向上を図る。また、同時にインターンシップ制度を導入し学生に早い段階から施設を認知してもらい、施設での仕事にやりがいを見出してもらうことや、大学への出前講座を行うことで人材確保に取り組む。

(2) 施設運営

① 児童養護施設の運営

・定員 42名

聖智学園（定員 30名）

地域小規模児童養護施設「グループホームまほろば」（定員 6名）

地域小規模児童養護施設「グループホームあすなろ」（定員 6名）

・職員 合計 32名（うち、まほろば 3名、あすなろ 4名）

② 子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

③ 保育士養成校 令和2年度施設実習予定

元町こども専門学校（7月～8月 1名）

④ 里親支援（里親支援専門相談員による家庭訪問・電話相談・レスパイト）

⑤ 在籍児童の内訳（令和2年4月1日予定）

【聖智学園】定員 30名

区分	幼児	小学校							中学校				高校				計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計		
男	2	1	1	0	2	1	3	8	0	0	2	2	3	0	0	0	3	15
女	3	0	1	1	1	0	3	6	2	1	0	3	0	0	0	0	0	12
計	5	1	2	1	3	1	6	14	2	1	2	5	3	0	0	3	27	

【あすなろ】定員 6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	0	0	0	0	1	1	1

【まほろば】定員6名

区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	0	0	0	1	0	1	2	2

3. 重点目標

家庭養育優先原則を進める中で、施設での養育を必要とするケアニーズの高いこどもについて、「できる限り良好な家庭的環境」において高機能化された養育や親保護者等への支援を行うことが重要である。そして、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援や一時保護施設の設置、特定妊婦の支援など、施設の多機能化・機能転換が求められている。

以上により、令和2年度は以下の点を重点目標とする。

(1) 自立支援計画の推進

平成30年度から兵庫県児童養護連絡協議会で自立支援計画策定手順について見直しを行ってきた。年度当初のこどものアセスメントから始まり、自立支援計画策定から3カ月に1度のモニタリングを行い、実効性のある自立支援を行う。

令和1年度については、試験的に年度途中から行ったが、今年度については1年を通して自立支援計画を行う。

(2) 治療的養育の推進

家庭で虐待などの不適切な養育を経験し、トラウマやアタッチメント（愛着）に関する問題を抱えた子どもたちに対して、個々の多様なニーズに応えるために、安全安心な生活環境の提供はもちろんのこと、「治療的養育」という視点に重点を置き、支援を行う。

そのためには、心理療法士によるスーパーバイズのもと処遇職員の処遇スキル向上とともに、セカンドステップやCSP（コモンセンスペアレンティング）などの治療プログラムを実施する。

(3) 自立支援の推進

グループホームあすなろにおいて、卒園を1～2年後に控えた高校生が食事や洗濯、身のまわりの整理など日々行うことでスキルを身につけている。グループホームまほろばでは特別支援のこどもたちについて社会生活技能訓練（SST）を中心に生

活スキルを身につけている。また、本園でもユニットを中心に調理や洗濯、掃除などの生活力の向上を図る。高校生については、勉学を優先したうえでアルバイトによる就業体験を行い、将来の就労につなげていきたい。さらに、今年度は労働組合の協力のもと、職場実習を行い、子どもたちが適切な進路決定を行えるように支援する。

自立支援専門員を雇用し卒園児の家庭訪問や相談などを行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

(4) 学習指導の充実

「公文式教育」を5年間行ってきたが、学力の向上だけではなく学習習慣や学習態度の確立からも今後も継続していく。中学生、高校生については、こどもの希望を聞きながら学習塾を活用して学力向上を図りたい。

また、今後、一時保護施設設置に向け学習支援プログラムの導入や職員体制を整える。

(5) 性教育の実施

令和1年度については、こどもたちの性別、年齢だけではなく、発達特性を勘案した性教育を行った。ただ、施設という特性上、思春期の男女が共に生活している中で、性加害は常に起こり得ることであり、職員間で共通理解を図ったうえで子どもたちに対応する必要がある。令和2年度も外部講師を招聘して職員への講習会を実施し、こどもへの指導方法についてすべての職員が行えるようにスキルの共有化を図る。

(6) 子どもの権利擁護の推進

子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つため職員朝礼において周知徹底する。そのうえで、人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職務及び責任の理解と自覚を持つ。

入所時のアドミッションケアやライフストーリーワークにおいて、子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。自己の生い立ちを知ることは、自己形成の視点から重要であり、子どもの発達等に応じて可能な限り事実を伝える。

子どもや保護者の意向を把握するため、苦情ポストを設置し施設長にその意向が直接伝わるようにしているが、再度、子どもたちに周知する。また、子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。

苦情解決の仕組みを子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員）を機能させる。

入所してくる子どもたちは、ある日突然、家庭から一時保護され、今までと生活環境が一変するなか、非常に不安な気持ちで施設にやってくる。そんな子どもたちに、施設での暮らしについて説明をするとともに、権利ノートなどを用いて子どもにとって施設の生活は安全で安心であることを伝えていく。そして、なぜ施設に来なければならなかったのかのふりかえりを心理士とともに言い、子どもが施設で前を向いて生活できるように促したい。

(7) 被措置児童虐待対応の強化

児童間はもちろんのこと、職員から児童への暴力、言葉による威圧する行為が行われることのないように周知徹底する。また、被害者の子どもがSOSを出しやすくするために、権利ノートに添付されているハガキや、子どもの権利擁護委員会へのメールについて子どもたちへ手段を伝える。

また、職員に対しては処遇のうえで、体罰やなど力での支配をすることがないよう、就業規則にも罰則規定を設けたうえで、研修等により処遇援助スキルを身につける。

(8) 処遇職員の専門性の向上

処遇職員は保育士資格や児童指導員任用資格などその領域が幅広い。したがって、処遇職員の養育スキルを向上させるためには、OJTはもちろんOFFJTやSDSにより聖智学園としての養育スキルを各職員が習得する必要がある。職員が研修を受けやすいように、希望により研修費の助成や勤務シフトの調整を行う。

また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の運営においては、職員一人一人の力量が問われ、単純に職員数の増加だけでは対応困難なため、専門性の向上とともに、重層的な組織の構築や指示命令系統の明確化を行う。新卒職員に対しては副主任が常時指導を行うメンター制度を導入する。

さらに、処遇におけるスーパーバイズを施設長（社会福祉士・精神保健福祉士）、施設長代理（臨床心理士・公認心理師）が適時行う。

(9) 第三者評価の受審

今年度は3年に1回の第三者評価受審の年であり、前回の評価内容や毎年の自己評価を踏まえた改善を、職員間で共有し子どもたちの支援に役立てる。

(10) ボランティアの活用

現在もさまざまなボランティアの方々に支援をいただいている。子どもたちが多

くの人と関わることによって、人とのつながりができ情緒面でも安定するほか、コミュニケーション能力や思考の冗長性が醸成される。施設が社会に対してオープンであるように、今年度についても、ボランティアを多く受け入れていきたい。

(11) 里親支援

令和2年度に乳児院が併設され、里親支援専門相談員が1名増員され、2名体制で淡路島島内の里親支援を行う。業務としては登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）がある。

(12) こどもたちの心を育む

こどもたちの心を豊かに育むため、サッカークラブなどの運動や音楽など文化創造的な時間を設け自己肯定感の回復をめざしている。令和2年度についてはキッズお遍路を行う。

(13) 食育の推進

子どもの養育にとって、食は重要な部分を占める。聖智学園では、従来から淡路島の豊かな食材を用いて、子どもたちにおいしいご飯を提供してきた。1ヶ月に1回献立会議を行い、子どもたちにも嗜好のアンケートをとりながら、食事の時間が子どもたちにとっても楽しみになるように努める。

(14) 施設のリスクマネジメント

施設ではさまざまなリスクが内在する。こどもたちが安心して暮らすためには、事前にリスクを回避する必要がある。リスクの大きさにかかわらず小さい事例についても、ヒヤリハットとして職員間で共有しリスク低減につなげたい。危機管理マニュアルの作成を行う。

また、施設長、中間管理職について、外部講習の受講などによりリスクマネジメントを習得する。

(15) 職員のメンタルヘルスケア

私たち施設職員は、不適切な対応により陥るリスクを想定しながらこどもたちを養育している。それでもなお、不適切な対応に陥ってしまうのは、力による支配、自己肯定感の欠如、承認欲求や依存傾向の強さ、愛着障害など入所前の不適切な養育環境に適応してしまったという特徴を持つこどもが多いからである。

このため、こどもは新しい養育者である職員に対し、挑発的とも感じる言動や執拗な要求、試し行動、大人への拒否感や否定的感情などさまざまな行動を表現す

る。また、保護者への対応にも苦慮する場面があり、職員自身が日々ストレス過多となり、やがてはバーンアウトする可能性もある。

これに対し、施設長、施設長代理から自己評価提出時に面接を行い、職員が抱えている問題について解決する。また、主任から各職員の様子を報告させ、早めの対応を行う。

(16) 人材確保

景気が上向く中、福祉人材を確保することが非常に困難となっている。特に、社会的養護の仕事は業務内容が過酷であり、勤務時間が変則であるため、応募が少ない。

したがって、施設の仕事にやりがいがあると感じてもらえるように、保育士実習の内容を見直したい。また、保育士だけではなく教員の福祉実習も積極的に受託し、教員資格を持つ学生たちにも児童養護の仕事について認知してもらう。

5. 養育支援計画

(1) 基本目標

- ① こどもの成育歴等を把握し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めて養育支援する。
- ② こどもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援する。
- ③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こどもが自ら判断し行動できるよう養育支援する。
- ④ こどもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援する。
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援する。
- ⑥ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるように説明し、責任ある行動がとれるよう養育支援する。

(2) 年間目標

項目ごとに支援方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組む。

生活・・・日課と生活規範を徹底し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育んでいく。

学習・・・各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に

留意点を置き、公文式学習の意欲を培っていく。

環境・・・居住環境等の整理整頓をこまめに行い、常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図り、潤いと活気に満ちた環境を醸成していく。

健康・・・自分の健康に関心を持ち、屋外活動を積極的に行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育てていく。

食事・・・食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事をとれるようにする。収穫の恵みに感謝する心を育てる。

文化・・・児童養護連絡協議会主催の「みんなの文化祭」への参加や、園内クラブへの参加など豊かな心情と向上心を育てる。

運動・・・児童養護連絡協議会主催の各種大会や学校の部活動、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成する。

防災・・・避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていく。

進路・・・中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していく。

地域・・・地元町内会や子ども会等との交流を深めるとともに、積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助する。

(3) 個別養護計画

子どもたちに安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ養育し、子どもたちの心身の健やかな成長とその自立を支援する。

年齢区分	生活指導	学習指導	家庭環境調整及び職業指導
幼児	日常生活の基礎を学び、習慣づける。トイレトレーニングを行い、排泄の自立を促す。食事のマナーの基礎を学ぶ。	4歳までは施設内で、絵本や音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。5・6歳は幼稚園に通園し、集団行動・社会性を学ぶ。 発育に遅れのある子どもは、児童発達支援による療育を行う。	各々の家庭の状況を把握し、家庭支援専門相談員を中心に親の生活基盤の安定をめざし、子どもたちが早期に家庭復帰できることを目指す。
小学生 低学年	身のまわりの整理整頓の基礎を学び、食事、あいさつ、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学習（音読、漢字、計算、宿題など）や公文学習等により学習習慣と基礎学習を身につける。	また、親子関係が途切れることのないように、親との連絡を密にとりながら、
小学校 高学年	身の回りの整理整頓ができるようになる。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。公文学習を通じて、基礎学力の向上を図る。	子どもへの関心が薄れることのないように、こども家庭センターと連携をとりながら支援していく。
中学生	身の回りの整理整頓の確立、基礎体力の向上を図る。相手の気持ちを思いやる心を育てる。自分の立場・役割を理解する。	日々の学習を疎かにせず、また、通塾による学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	中学生については職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、自分は

高校生	<p>社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理ができるようにする。地域小規模児童養護施設にてリーピングケアを行い、自立に向けた訓練をする。</p>	<p>日々の学習を疎かにせず、また、通塾による学力向上を図り、目標を実現できるようにする。</p>	<p>どのような職業につきたいのかを考える。</p> <p>高校生については、自分自身状況を把握し、アルバイトやインターンシップなどの就業体験をしながら将来の進路を考える。</p> <p>一人暮らし体験を行える環境を整える。</p>
-----	---	---	--

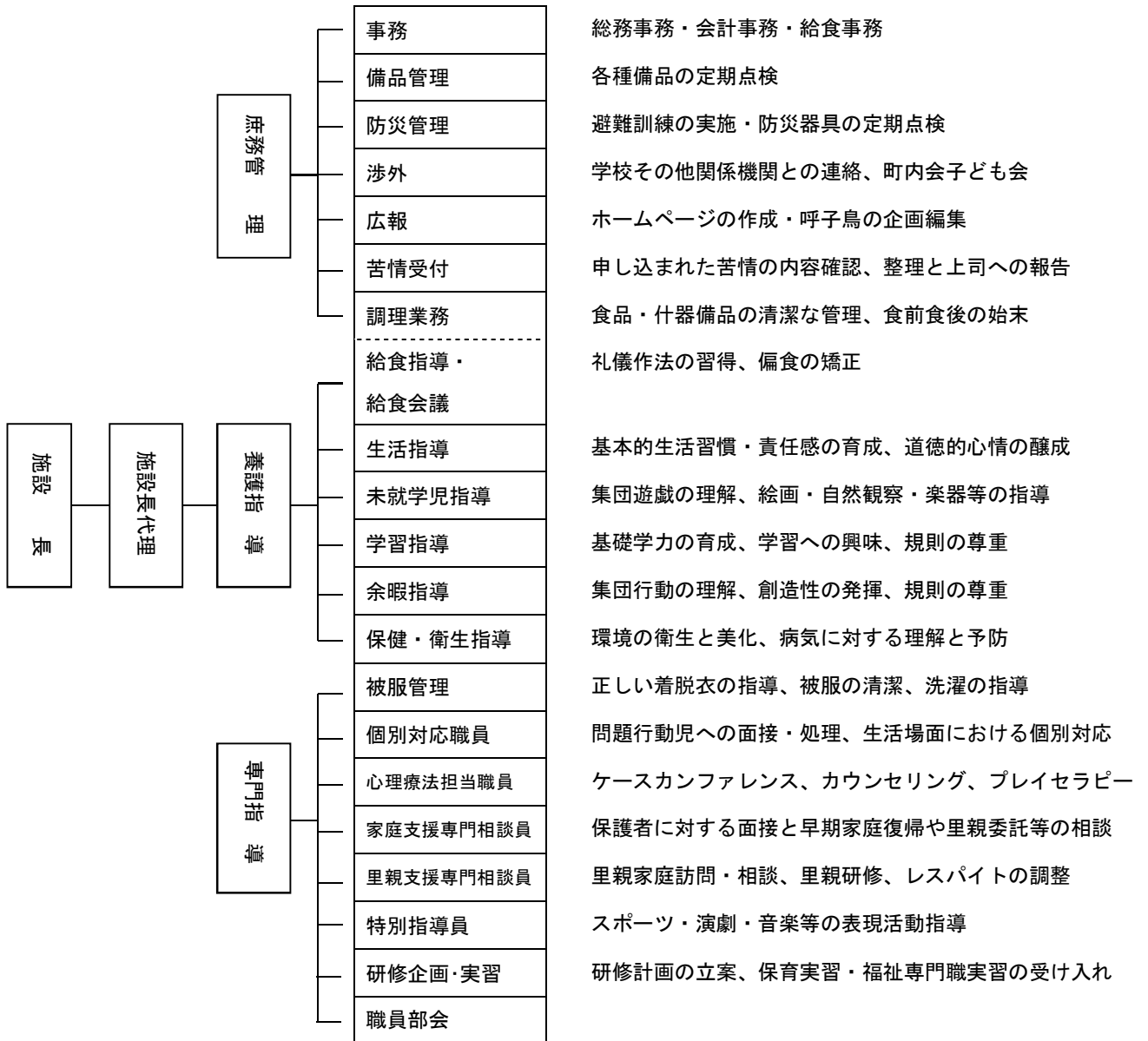
7. 児童行事

月	行 事
4 月	入学式
5 月	ゴールデンウィークレクリエーション
6 月	サッカー大会
7 月	キャンプ（1泊2日）
8 月	地域交流夏祭り（園庭）
9 月	サイクリング
10 月	バレーボール大会
11 月	みんなの文化祭
12 月	クリスマス会（学園）
1 月	正月
2 月	節分・ドッジボール大会
3 月	卒業式・卒園式

8. 組織図

※略

9. 業務分担



10. 処遇（勤務）体制

職種	勤務区分	時間帯																			備考		
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
児童指導員 保育士 家庭支援専門相談員	早																						
	遅																						
	断続																						
	日勤																						
臨床心理士	断続																						
	早																						
	日勤																						
里親支援専門相談員	日勤																						
栄養士 調理員	早																						
	遅																						
事務員	日勤																						
管理宿直																							

11. 研修計画

【目的】

1. 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付ける。
2. 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける。
3. 職員としての資質向上を行う。

【当面の諸課題を解決するための研修】 通年実施

- ・ 子どもの権利擁護
- ・ 学習指導の現状と課題、その対策
- ・ 性教育・性的問題への対応について
- ・ 自立支援計画
- ・ 育ちアルバム・ライフストーリーワーク

【施設としての職員研修】

OJT

1. 社会福祉施設の運営
2. 社会的養護の現状
3. 先輩職員から伝えたいこと（3回）

①管理職

対象 全職員

②主任

対象 経験3年～5年の職員

③副主任職員

対象 新任職員

- 4.障害の理解と援助のあり方
- 5.子どもの権利擁護
- 6.リスクマネジメント

Off-JT

- 1.全国児童養護施設長研修協議会
- 2.西日本児童養護施設職員研修協議会
- 3.近畿児童養護施設職員研修協議会
- 4.フレッシュマン研修（兵庫県児童養護連絡協議会）
- 5.中堅職員研修（兵庫県社会福祉協議会）
- 6.SBI研修
- 7.子どもの虹情報研修センター
- 8.調理員研修（兵庫県洲本健康福祉事務所）
- 9.子どもの権利擁護に関するもの
- 10.被虐待児のケアに関するもの
- 11.性的な問題に関するもの
- 12.発達障害に関するもの
- 13.学習指導に関するもの
- 14.心理療法に関するもの
- 15.相談援助に関するもの

【合同検討会】通年実施

- 1.家庭的養護を推進していく中で、小規模ユニットケア活用方法について
- 2.子どもの権利に関する学習
- 3.施設内虐待防止について
- 4.自立に向けた携帯電話の使用方法や金銭感覚の身につけ方などのプログラム

12. 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4		火災報知設備操作盤説明（職員）	
5	消防用設備点検		地震避難訓練
6	害虫駆除		津波避難訓練
7		自転車交通教室	地震避難訓練（夜間）
8			地震火災発生避難訓練

9			総合防災訓練
10			火災通報避難訓練
11			社会福祉施設防災の日 訓練
12	消防用設備点検	防災教育（児童・職員）広域消防	火災、避難・消火訓練
1			地震避難訓練（夜間）
2			緊急地震速報対応訓練
3		自転車交通教室	火災避難訓練
備考	電気保安管理：毎月 建築物定期調査： 2年毎		

13. 防犯計画

施設の入出りはオートロックによる管理とする。防犯カメラにより、施設外部および施設内の共有スペース（廊下、階段等）に監視を行う。警察への非常通報装置の運用とともに、こども・職員の安全を守る観点から民間警備の導入も行い、不審者や保護者の強引な要求に対応する。防犯マニュアルの作成を行う。